

オークション制度について

オークション制度とは

電波の免許人の選定に際し、競売を実施し、最高価格を入札した者を有資格者とする制度。

(参考)

比較審査方式

複数の申請者がいる場合、免許人としての優劣を比較して、免許を付与する方式

抽選方式

抽選により、電波を割り当てる方式

先願主義

先に申請を行った者に、電波を割り当てる制度

主要国におけるオークション実施状況

	競願処理方式	オークション実施例
米国	オークション方式(1993年導入) (比較審査方式)	・ アナログ放送跡地(第3世代携帯電話等)(2008年実施) →落札額: 約1兆9000億円
英国	オークション方式(1998年導入) (比較審査方式)	・ 第3世代携帯電話(2000年実施) →落札額: 約3兆9900億円
フランス	(オークション方式(2008年導入)) ^(注1) 比較審査方式 ^(注2)	—
ドイツ	オークション方式(1996年導入) 比較審査方式	・ 第3世代携帯電話(2000年実施) →落札額: 約5兆600億円 ^(注3)
韓国	比較審査方式 ^(注4) (事業者からの申し出による出えん金の多寡を評価 項目の一つとするもの。)	—

注1) 2008年7月にオークション制度を導入したが、未実施。

注2) 比較審査により選定された事業者から事業免許料を徴収。

なお現在公募中の第3世代携帯電話への追加割当てについて、オークションの要素を取り入れた比較審査を実施予定

注3) 現在、電気通信業務用のオークションを実施中。

注4) オークション制度の導入を可能とする法案を審議中。

米国におけるオークション

オークション対象

周波数を占有する業務に用いる周波数帯

(例外：①公共安全無線、②アナログから移行するデジタルテレビ放送、③非商業教育用無線及び④公共放送 等)
(実施例)
携帯電話、ページング、固定無線アクセス等

オークション開始（1994年）以来の実施状況

- ◆ 合計実施回数 73回 (2009年3月末までの回数) ◆ 合計落札額 約8兆4000億円
- ◆ 対象免許総数 59,003件

導入の経緯（無線局の免許申請が競合する場合の手続の変遷）

1981年以前

比較聴聞方式 (comparative hearings) による周波数割当て

(問題点) 審査に長期間を要し、未処理案件が積滞



1981年 通信法改正

無差別選択方式 (random selection) を導入

(問題点) ①周波数を適切に利用する能力のない者が免許人に ②二次取引による利益を目的とする投機的免許申請



1993年 通信法改正

オークション方式を導入

700MHz帯オークション

アナログテレビジョン放送が利用している700MHz帯（698～806MHz）について実施。
デジタルテレビジョン放送への移行完了後（2009年6月12日）に利用可能。

- 期間：2008年1月24日から3月18日
- 参加者数：214（ベライゾン・ワイヤレス、AT&T、グーグル等）
- 対象周波数等の状況

ブロック	周波数（周波数幅）	免許数（エリア数）	最低落札価格	落札免許数	落札額
A	698～704MHz及び728～734MHz（6MHz×2）	176	約18億ドル	174	約39億ドル
B	704～710MHz及び734～740MHz（6MHz×2）	734	約14億ドル	728	約91億ドル
C	746～757MHz及び776～787MHz（9MHz×2）	12	約46億ドル	12	約47億ドル
D	758～763MHz及び788～793MHz（5MHz×2）	1	約13億ドル	0	0ドル
E	722～728MHz（6MHz）	176	約9億ドル	176	約13億ドル
合計		1099	約100億ドル	1090	約190億ドル （約1兆8400億円）

※ 為替レートはオークション終了時のものを使用。

- Cブロックに設けられた条件：オープン・プラットフォーム
 - ・合理的なネットワーク管理の条件に従う限り、利用者が自ら選択した端末やアプリケーションを利用可能とすること。
- Dブロックに設けられた条件：公共安全・民間パートナーシップ
 - ・警察・消防等の公共安全ユーザーと民間ユーザーに共用される無線ブロードバンドネットワークを構築すること。
 - ・非常時においては、公共安全業務に優先的に利用させること。
- 免許期間：10年（放送を行う場合は8年）

700MHz帯オークションの結果

① 合計落札額は、約190億ドル（約1兆8400億円）。

② ベライゾン・ワイヤレス及びAT&Tの最大手2社が、合計落札額の約84%を占める。

落札者	落札免許数	落札額	合計落札額に占める割合
ベライゾン・ワイヤレス	109	約93億6000万ドル（約9110億円）	約49%
AT & T	227	約66億4000万ドル（約6460億円）	約35%
全体	1090	約190億ドル（約1兆8400億円）	100%

③ 非落札免許が発生

- 公共安全・民間パートナーシップを行うDブロックについては、最低落札価格を上回る入札がなく、オークション不成立。なお、オークション前に公共安全・民間パートナーシップを強く主張し、落札の有力候補であった事業者は、入札に必要な資金を集めることができず、オークション開始を待たず撤退。
- A、Bブロック内でも8免許が落札されず。また、落札後に落札金の支払いができず、撤退となった免許が8件あり。

英国におけるオークション

オークション名	実施時期	対象数	落札数	落札額
第3世代携帯電話	2000年3月～4月	5	5	約3兆9900億円
28GHz帯広帯域固定無線アクセス（FWA）	2000年11月	42	16	約59億円
28GHz帯広帯域固定無線アクセス（FWA）（再オークション）	2001年10月～2002年10月	26	0	0円
3.4GHz帯公衆固定無線アクセス（FWA）	2003年6月	15	15	約14億円
1781.7-1785MHz帯及び1876.7-1880MHz帯のペア周波数 （小電力屋内携帯電話等に利用）	2006年4月	12	12	約8億円
412-414MHz帯及び422-424MHz帯のペア周波数 （業務用自営無線等に利用）	2006年10月	4	4	約3億円
1785-1805MHz帯周波数（北アイルランド） （広帯域無線アクセス等に利用）	2007年5月	1	1	約1億円
10, 28, 32及び40GHz帯 （FWA等に利用）	2008年2月	26	26	約3億円
1452-1492MHz帯（L-Band） （モバイルTV等に利用）	2008年5月	17	17	約18億円

※ 為替レートはオークション終了時のものを使用。

ドイツにおけるオークション

オークション名	実施時期	対象数	落札数	落札額
ページング	1996年9月	13	13	約4000万円
1800MHz帯のGSM用周波数	1999年10月	10	10	約233億円
第3世代携帯電話	2000年7～8月	6	6	約5兆600億円
3. 5GHz帯ブロードバンド無線アクセス（BWA）	2006年12月	112	87	約87億円

※ 為替レートはオークション終了時のものを使用。

これまでのオークション制度検討の経緯

e-Japan重点計画(平成13年3月29日IT戦略本部決定)

2. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

(3) 具体的施策

① インターネット網の整備

イ) 超高速ネットワークインフラ等の形成推進

vi) 電波資源の迅速かつ透明な割当(総務省)

2001年中に高速無線インターネットアクセスに使用可能な周波数帯を拡張するとともに、第4世代移動通信システム等の周波数を確保するため、2002年度までに周波数の割当を見直して、周波数の再配分を実施する。また、今後の我が国の周波数の利用状況やオークション方式など外国で行われている割当の実施状況を問題点も含め調査し、これを踏まえて我が国における最適な周波数割当方式について、公平性、透明性、迅速性、周波数利用の効率性等の観点から検討を行い、2005年度までに結論を得る。

今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(平成13年6月26日閣議決定)

2 構造改革のための7つのプログラム

(2) チャレンジャー支援プログラム—個人、企業の潜在力の発揮

(前文略)

なお、周波数などの公共資源は、公開入札など市場原理を活用することも含め、最適な配分方式について検討する。

電波有効利用政策研究会(平成14年～16年)における検討結果

<第3編 電波有効利用推進のための市場原理の活用方策>

第3節 オークション方式

- ① 携帯電話など免許の供給数が限られている免許においては、国民共有の資源である電波を専用的にインフラとして利用し、高い収益を上げることが可能である点に着目して、
- 1) 最も電波を高い値段で評価する者を選定することにより、電波の有効利用を促進
 - 2) 電波の使用料の設定方法として有効であり、かつ、その歳入を国民に還元
 - 3) 専用的に電波を利用できる特別な地位が与えられる免許人の選定手続きにおいて、透明性、公平性、迅速性の確保の必要性
- の観点を踏まえ、欧米の一部の国では、オークションを導入している。
- ② しかしながら、オークションは、欧州の例に見られるとおり、一旦、免許料が高騰すると、
- 1) 国民へのサービスの遅延や人口カバー率の切り捨て、更にサービス開始そのものが困難となる結果
 - 2) 国家の成長・戦略産業であるIT産業の衰退
 - 3) 高額の免許料を徴収する場合、免許の有効期間は概ね20年間となるなど、免許人の権利が強くなり、将来的な電波の迅速な再配分を困難とする欠点
- 等の問題があり、財政上の観点は別として、電波の有効利用を著しく阻害する危険性を含むものである。
- ③ したがって、電波の有効利用の推進を図る観点から、免許手続きにおいて市場原理を活用することが適当である場合には、オークションの市場原理活用方策としての利点を活かしつつ、その有する危険性を克服する別の方策の検討が適当である。

第4節 市場原理活用型比較審査方式

- ① 電波の経済的価値に関する免許人の評価額は、必ずしも免許料でなくても、事業者が予め必要な設備投資額等の経費を勘案して決定する人口カバー率や、再配分費用の負担について、新規免許人が自ら申し出る負担額などに反映させることが可能である。これらの項目を免許手続きにおける評価項目とすることにより、市場原理の利点を活用することが可能である。この場合、免許料の高騰によるサービス遅延・撤退や強い既得権等の付与につながるなどのおそれも小さく、オークションの有する危険性を克服することも可能である。
- ② また、最適な電波の利用者を選定するには、免許人の電波の経済的価値に関する評価の高さだけでなく、事業計画の適切性や技術的能力の確保等の観点も重要である。したがって、免許方式としては、比較審査方式が適当である（後略）。
- ③ したがって、電波の利用形態を勘案し市場原理の活用が適当である場合は、オークションではなく、市場原理活用型比較審査方式の導入が適当である。（後略）

同研究会第一次報告書（平成14年12月）概要より抜粋。

なお、この結論は同研究会最終報告書（平成16年10月）においても踏襲されている。